

ABK

ASIA BUNKA KAIKAN

募集要項

出 願

出願資格(大学進学日本語課程/大学進学準備課程)

- 日本国外において、学校教育における12年の課程を修了した者
※12年に満たなくとも国外において中等教育を修了した者(Form5等)は可
- 大学または専門学校進学希望者は、大学や専門学校入学時点で満18歳以上である者

出願受付期間(大学進学日本語課程/大学進学準備課程)

- 4月入学(1年コース)
入学の前年9月1日～10月31日
- 10月入学(1年半コース)
入学の当年3月1日～4月28日

※出願者多数の場合、予定より早く出願受付を締め切る場合もあります。

募集人員

- 4月入学.....80名
- 10月入学.....40名

出願書類

第3ページの「出願者本人関係書類」、「滞在費・学費などの支弁能力を立証する書類」を出願受付期間内に提出してください。

入学願書は本校あるいは各地域の代理店より入手できます。日本語および英語以外の書類に関しては日本語の翻訳を添付してください。エクセル版の使用が不都合な場合は学校へご相談ください。

出願手順

第4ページを参照してください。

出願料

20,000円。

出願時に銀行振り込みもしくはクレジット決済にてお支払いください。出願期間内に納付・着金されない場合はキャンセルとみなす場合があります。送金手数料は送金者負担です。

一旦領収した出願料は、いかなる理由があっても返金致しません。

出願上の注意

書類を受理した場合は受付番号を発行するので、以後の連絡は必ず受付番号と氏名によって行ってください。

入 学 選 考

選考方法

提出された書類によって選考を行います。必要に応じて面接を行う場合もあります。

入学選考結果通知

- 4月入学.....前年12月上旬頃、E-mail又は郵送によって通知します。
- 10月入学.....当年6月中旬頃、E-mail又は郵送によって通知します。

入学金(大学進学日本語課程) ※閉鎖

●80,000円

入学を認められた者は、銀行振り込みもしくはクレジット決済にて、指定された期日までにお支払いください。振込手数料は送金者負担です。指定された期日までに入学金が納付・着金されない場合は、自動的にキャンセルとみなし、入国管理局への申請を取下げることがあります。一旦領収した入学金は、在留資格認定証明書が交付されなかった場合を除き原則返金致しません。

入学金(大学進学準備課程)

●95,000円

在留資格認定証明書交付申請

本校の入学選考に合格した者のみ、本校が東京入国管理局に対し「在留資格認定証明書」交付申請を行います。この証明書は、本校の入学許可書とともに留学ビザ取得の際に必要な書類となります。

授 業 料

授業料(大学進学日本語課程/大学進学準備課程)

- 4月入学 720,000円(1年間)
- 10月入学 1,080,000円(1年半)

授業料には教材費、施設費、課外活動費、保険料(日本語学校学生災害補償制度)を含みます。

授業料は360,000円ずつ半年毎に分割して納付することもできます。

在留資格認定証明書交付の通知を受けた者は、所定の銀行口座に指定された期日までに振り込んでください。送金手数料は送金者負担です。指定された期日までに授業料が納付・着金されない場合は、自動的にキャンセルとみなし、入学許可を取り消す場合があります。

授業料の返金に関しては第3ページを参照してください。

出願書類

*が付いている書類は、本校所定用紙を使用してください。

出願者本人関係書類(1~11は全員提出)

- 1 入学願書***
- 2 就学理由書***
母語又は英語で記入してください。記載内容・分量も選考項目です。
- 3 アンケート***
- 4 留学同意書***
保護者署名欄は必ず保護者が直筆で記入してください。
- 5 高等学校または大学の卒業証書または卒業証明書**
コピーは不可です。証書の複写証明されたコピーは可です。
在学中の者は、卒業予定日を明記した卒業見込み証明書を提出し、卒業後速やかに卒業証書を送付してください。
最終学校を中退した場合、在籍証明書又は中退証明書も提出してください。
- 6 高等学校または大学の各学年の成績証明書**
コピーは不可です。複写証明されたコピーは可です。
国家統一試験に受験者は、その成績表のコピーも提出してください。
- 7 個人情報の取り扱いに関する同意書***
『個人情報の取り扱い』の内容を理解し、同意の上で同意書に直筆で記入して提出してください。
- 8 パスポートのコピー**
過去に日本に入国歴がある者は、出入国スタンプが押印されているページのコピーも全て提出してください。
- 9 写真6枚**
4cm×3cm、正面、上半身、最近3カ月以内に撮影したもので、裏に国籍と氏名を記入してください。
- 10 日本語能力に関する証明書**
日本語能力試験(JLPT)N5相当(授業時間150時間)以上の日本語能力を有している証明書を提出してください。
① JLPT N5以上の認定結果及び成績に関する証明書
② 入国管理局が指定する日本語能力に係る試験の証明書
※下記のURL(「日本語教育機関へ入学するための日本語能力について」)より確認できます。
https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00159.html
③ 日本語学習証明書
母国の日本語教育機関等で日本語を150時間以上学習した証明書です。証明書に下記事項が記載されていることが必要です。
「学習者氏名」「学習期間」「カリキュラム上の学習総時間数」「本人の学習総時間数」「出席率」「履修内容」「コース名称」「当該コースの終了目標レベル」「使用教材名」「発行年月日」「日本語教育機関の情報(名称・所在地・連絡先)」
④ 自学自習の説明書(上記①~③の証明書が提出できない場合)
- 11 健康診断書***
本校所定用紙に医師が記載し、署名してください。
- 12 在日時の所属学校が発行する出席証明書と成績証明書**
日本での就学歴・留学歴がある者のみ提出してください。
- 13 日本国内在住の親族の在留カード(両面)コピー又は住民票**
日本国内に親族が在住している者のみ提出してください。

滞在費・学費などの支弁能力を立証する書類(以下のA・B・Cのうちいずれか該当するもの)

A: 日本国外にいる親族等が滞在費や学費等を支弁する場合。

- 1 経費支弁書***
支弁者が記入日と署名を直筆で記入してください。生活費欄は学生に生活費として送金する予定金額の平均月額を記入してください。
- 2 支弁者の預金残高証明書**
金額と日付が明記され、銀行の経理担当者の署名捺印がなければなりません。会社名義の証明書は無効です。
- 3 支弁者の年間所得額証明書**
支弁者個人の年間所得額が記載された納税証明書又は会社が発行する証明書を提出してください。
- 4 支弁者の在職証明書(以下のaまたはb)**
a. 社員の場合は勤務先が発行する在職証明書
b. 会社経営者・個人経営者の場合は登記簿謄本・営業許可書など支弁者氏名と会社名が記載されたもの
- 5 支弁者と申請者との親族関係を立証する証明書**
戸籍謄本又は出生証明書など支弁者と申請者の関係を証明できるものを提出してください。
中国国籍の学生は親族関係公証書を提出してください。

B: 日本国内にいる親族等が滞在費や学費等を支弁する場合。

- 1 経費支弁書***
支弁者自身が記入日と署名を自筆で記してください。生活費欄は学生に生活費として送金する予定金額の平均月額を記入してください。
- 2 支弁者の預金残高証明書**
- 3 支弁者の年間所得額証明書**
市区町村役所発行の課税証明書(年間所得額の記載のあるもの)を提出してください。
- 4 住民票**
世帯全員の記載があるものを提出してください。
- 5 支弁者の在職証明書(以下のa又はb又はc)**
a. 社員の場合は勤務先が発行する在職証明書
b. 会社経営者の場合は会社の登記簿謄本と在職証明書
c. 個人経営者の場合は税務署の受領印のある確定申告書の控え(後日返却)と自分で作成した在職証明書
- 6 支弁者と申請者との親族関係を立証する証明書**
戸籍謄本又は出生証明書など支弁者と申請者の関係を証明できるもの。

C: 出願者本人が支弁する場合。

- 1 経費支弁書***
出願者が記入日と署名を直筆で記入してください。生活費欄は本人が生活費として準備する金額の平均月額を記入してください。
- 2 出願者の預金残高証明書**
金額と日付が明記され、銀行の経理担当者の署名捺印がなければなりません。
- 3 出願者本人の在職証明書**
- 4 出願者本人の年間所得額証明書**
出願者個人の年間所得額が記載された納税証明書、又は会社が発行する証明書(出願者個人の年間所得額が記載されていること)。

その他諸注意

無効となる書類: 入学願書等の書類は東京入国管理局に提出する書類にもなるので、以下のような書類は無効です。

- ・書類の発行日や記入日が、入国管理局への提出日より3ヶ月以上前のもの ※参考) 4月生の場合は11月下旬頃、10月生の場合は6月上旬頃に提出予定
- ・発行日や発行者の署名のないもの
- ・字句などを修正液等で修正したもの

在留資格認定証明書不交付の場合: 東京入管の審査の結果、在留資格認定証明書が交付されないこともあります。この場合は希望の時期に来日できません。「在留認定証明書不交付のお知らせ」を受け取ったら、次の入学時期に再度入学を申し込む(次期の出願料・入学金は不要)か、入学を取り消すか連絡してください。入学を取り消す場合は入学金を返金するので、振込先の銀行口座番号などを本校所定用紙に記入して本校宛に送付してください。

授業料の返金に関して

一旦領収した授業料は返金致しません。ただし、次に該当する者に対しては、その者からの申し出により、所定の手続きを完了した場合に限り、授業料を返金できるものとします。

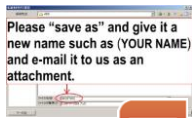
- (1) ビザが発給されなかった者で、返金手続きに必要な書類「入学許可書」・「還付請求書」・「パスポートの写し」を全て当校に提出した者
- (2) 入学式以前に入学を辞退した者で、日本に入国せずに返金手続きに必要な書類「在留資格認定証明書」または「ビザ無効の手続き済みパスポートの写し」・「入学許可書」・「入学辞退理由書」・「還付請求書」を全て当校に提出した者

出願手順



①本校あるいは各地域の代理店より入学願書入手し、必要事項を入力してください。

<https://abk-institute.org/>



②自分の名前の英語表記をファイル名として保存し、下記アドレスへ送付してください。

E-mail : nihongo@abk.or.jp



本校が内容をチェックし、返送いたします。



③本校の指示に従い内容を訂正してください。



④プリントアウトし、署名欄に署名してください。

「経費支弁書」は経費支弁者が記入し、「留学同意書」は父母が記入してください。



⑤必要書類を全て郵送してください。

※出願期間内に郵送物が到着するように手続きをしてください。



書類受領後、本校より「受領確認メール」をお送りします。書類を郵送後2週間経過しても「受領確認メール」が届かない場合はご連絡ください。

※出願手順についてご不明な点やご質問がございましたらご遠慮なくお問い合わせください。

出願から入国まで

4月入学生	10月入学生	出願者	本校
9月～10月	3月～4月	出願書類提出・出願料納付	出願受付 受領確認メール送付
10月～11月	4月～5月		入学選考
11月下旬	6月上旬	入学金納付 ・入寮申込 ・日本語能力試験代行申請申込 ・日本留学試験代行申請申込	在留資格認定証明書交付申請 入学選考結果通知 ※大学進学準備課程の申請及び結果通知の時期は前後する場合があります。
12月	6月		
2月末	8月下旬		(入国管理局)在留資格認定証明書交付
3月	9月	授業料納付	在留資格認定証明書交付結果通知
		パスポート/ビザ取得	在留資格認定証明書・入学許可書発送
4月初旬	9月下旬	日本入国	
4月上旬	9月末		オリエンテーション・クラス分けテスト・入学式・授業開始

公益財団法人 アジア学生文化協会 日本語コース

〒113-8642
東京都文京区本駒込2-12-13 アジア文化会館
TEL : (81-3)3946-2171
FAX : (81-3)3946-7599
E-mail : nihongo@abk.or.jp
URL : <https://abk-institute.org/>

<振込先:国内振込用>
金融機関名:みずほ銀行
支店名:本郷支店
口座種類:普通預金
口座番号:075-1361603
口座名義:(公財)アジア学生文化協会
留学生日本語コース

<振込先:海外送金用>
Name of Bank: Mizuho Bank
Branch: Hongo Branch
Account Number: 075-1361603
Account Name: Japanese Language Institute, ASCA
Address: 3-34-3 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo
TEL: (81-3)3812-3261
Swift Code: MHCBJPJT